業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年６月４日開催　（全国信用組合中央協会）]

１．現下の国際情勢を踏まえた対応について

○　不確実な中東情勢が継続する中で、原油や石油製品については、「日本全体で必要となる量」は確保できているが、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じており、実際に金融機関からも、顧客企業において溶剤・シンナーやプラスチック製品等の不足や納期遅延が発生しているといった声を聞いている。

○　くわえて、物価高や人件費を原因として倒産件数が増加しているとの民間の調査結果も出ており、中東情勢がサプライチェーンを通じて事業者に与える影響には十分に注視していただきたい。

○　また、中東情勢の影響を受け、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、2026 年３月 27 日、官民金融機関及び関係省庁を集めた意見交換会を緊急開催し、事業者に寄り添ったきめ細やかな資金繰り支援の徹底等を働きかけるとともに、金融担当大臣をはじめ、関係大臣連名による緊急要請を発出した。

○　各金融機関においては、本意見交換会及び要請文の趣旨を踏まえ、事業者への対応に万全を期していただくよう、改めてお願いしたい。

２．価格転嫁・取引適正化対策に関する要請について

○　2026 年３月、足元の情勢等を踏まえ、価格転嫁・取引適正化の促進に向けた以下の要請を発出しており、いずれの趣旨・内容についてもその周知及び徹底をお願いしたい。

- 「価格転嫁・取引適正化対策に関する今後の取組について（要請）」（2026 年３月 18 日付）
- 「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について」（2026 年３月 27 日付）

３.「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」及び Q&A の一部改定について

○　2026 年３月 16 日、一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「中小企業の事業再生等に関する研究会」は、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」及び Q&A を一部改定し、2026 年４月１日より、改訂版ガイドライン及び Q&A が適用された。

○　ガイドライン及び Q&A の一部改定は、足元における中小企業の事業再生等に向けた支援のニーズの高まりを踏まえ、地域経済の維持・成長に向けた早期事業再生やその手段としての事業承継・M&A の重要性、有事の対応の迅速化・円滑化に向けた平時からの中小企業者・債権者間のコミュニケーションの重要性を示すほか、活用実績を踏まえた実務上の取扱いの明確化等を行い、本ガイドラインの実効性を一層強化することを目的としている。

○　各金融機関においては、一部改定も踏まえ、引き続き本ガイドラインの趣旨・内容について一層の浸透・定着を図るとともに、円滑な事業再生等に向けた主体的な支援に努めていただきたい。

４.「M&A・事業承継時における経営者保証情報ネットワーク」について

○　M&A・事業承継を予定する経営者・後継者に関する保証契約についての情報を、金融機関や信用保証協会をはじめとする関係者間で共有することにより、保証契約の適切な取扱いや、M&A・事業承継の円滑な実施を図るネットワークの運用を、2026 年５月１日より開始した。

○　各金融機関においては、本ネットワークを通じて経営者・後継者からの相談があった場合、保証契約の取扱いの方向性を丁寧に検討し、保証契約の解除や、必要性に関する説明等の適切な対応に努めていただきたい。

○　なお、本ネットワークは、金融機関と信用保証協会との間で円滑な意思疎通を図ろうとする場合に、金融機関や信用保証協会が相談を持ち掛ける形でも活用可能である。

５. 住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明の徹底について

○　2026 年３月 31 日、各業界団体に対し、住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明の徹底について、要請文を発出した。

○　具体的には、昨今の金利・住宅価格の上昇等を背景に、政府として、住宅

ローン利用者の金利リスクの普及啓発に取り組むことに加えて、住宅ローンの非対面手続の拡大など、住宅ローンを取り巻く環境の変化を踏まえて、

・　住宅ローン利用者に対する説明体制の自己点検及び必要に応じた見直し

・　住宅ローン利用者の実態や理解度に応じた金利リスクに関する説明の実施とその高度化に向けた工夫（その時点の経済情勢において合理的と考えられる金利変動を前提とした返済負担額のシミュレーション結果の提示など）の検討・実施

・　住宅ローン既契約者に対する情報提供の充実や住宅ローン利用者からの照会・相談に対する丁寧かつ適切な対応

などを要請している。

○　各金融機関においては、要請内容を踏まえ、住宅ローン利用者に対する説明等に関して、主体的・積極的な取組をお願いしたい。

６．手形・小切手機能の全面電子化について

○　手形・小切手機能の全面電子化の目標期限である 2027 年３月末まで残り１年を切った。2026 年３月末に全国銀行協会（全銀協）が公表した調査報告書によれば、2025 年の手形・小切手の交換枚数は約 1,400 万枚であり、一定の成果は見られるものの、目標値だった年間約 1,000 万枚からは乖離している。さらに、全銀協の調査報告書では、一部の金融機関が既に設定している最終振出期限の前後に、利用者からの問合せが集中する可能性が指摘されている。

○　こうした状況を踏まえ、各金融機関においては、目標期限から逆算して、計画的なサービス変更や顧客周知等の対応をより一層推進するとともに、利用者の混乱が生じないように、最終振出期限前から余裕を持って、体制整備や移行推進等、必要な取組の強化をお願いしたい。

○　本件は、金融界のみならず、政府や産業界が一丸となり推進していくことが重要である。金融庁も、例えば、全銀協による広報ポスターやセミナーの後援、金融庁ウェブサイトにおける公表等を実施してきた。金融庁としても、今後も様々な場を通じて、事業者を含めた関係者へ政府方針等について説明を行うなど、引き続き国民の理解・協力を促してまいりたい。

７．「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

○　2026 年３月 11 日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催した。各障がい者団体から、「ATM・新システム開発等の際に、障がいを持つ当事者や専門家の意見を取り入れていただきたい」「代筆・代読について職員全体への理解・啓発を行うとともに、窓口に手話・筆談マーク等の案内表示をしていただきたい」「電話リレーサービスの更なる普及をお願いしたい」といった意見・要望が出された。

○　2026 年４月 20 日、意見交換会の議事概要等を金融庁ウェブサイトに公表しているので、参考にしていただき、一層、障がい者に配慮した取組を進めていただきたい。

○　また、例年実施している、障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査を発出したので、御協力いただきたい。

８．超高齢社会に対応した親族間での信託の活用について

○　我が国においては高齢化の進展とともに認知症等となる高齢者は増加し、今後も増加が見込まれている中で、認知症等の人の日常生活及び社会生活をどのように支えるかが重要な社会課題となっている。

○　こうした中、2025 年５月の「規制改革推進に関する答申」において、親族間での信託の活用による柔軟な財産管理を推進するため、金融機関において信託口口座の開設を円滑に行うことができるよう、金融庁は国民向けに信託制度や民事信託の活用方法を分かりやすく解説したパンフレットも活用し、金融機関に対し、民事信託が認知症などに備えた財産管理として有効な手段であることを、その制度の趣旨及び内容と併せて周知すること、とされた。

○　2026 年３月法務省が、新たに信託制度の活用方法を解説したパンフレットを作成・公表した。各金融機関においては、本制度の趣旨及び内容の理解のため、当該パンフレットを活用いただきたい。

（参考）信託制度のパンフレットの公表について（法務省）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00386.html

９．2026 年２月 13 日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

○　2026 年２月 11 日から 13 日の間に開催された FATF 全体会合において、資

金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。

○　同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。

・　イランの金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの支店等の設置拒否

・　金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーによるイランにおける支店等の設置禁止

・　イラン又はイランに所在する者との事業関係若しくは暗号資産取引を含む金融取引のリスクに応じた制限

・　金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの新たなコルレス関係構築の禁止及び既存のコルレス関係のリスクに応じた見直しの実施

○　これを受け、2026 年４月 13 日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和８年２月 13 日付け FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を発出した。

○　同要請文では、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底等を求めているところ、全国信用組合中央協会においては、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

10. AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化について

○　いわゆる「フロンティア AI」の発展に伴い、サイバー攻撃に悪用され得る IT システムの脆弱性の発見能力や攻撃コード生成の速度が大幅に向上する可能性が指摘されている。特に、従来のツールや専門家では発見困難であった脆弱性が短期間で大量に検出される可能性があり、脆弱性公表から実際の攻撃までの期間が大きく短縮されることが懸念されている。

○　2026 年４月 24 日、金融担当大臣主催の下、日本銀行総裁、国家サイバー統括室（NCO）、３メガバンク及び日本取引所グループのトップを出席者とす

る「AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連携会議」を開催した。また、2026 年５月 14 日には、金融業界と IT 企業、政府・日本銀行等が、AI 技術の進展による脅威について共通の理解を持ち対応を検討するため、実務者レベルの作業部会を開催した。

○　さらに、2026 年５月 22 日に日本銀行と連名で金融機関等に対して、フロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について、経営トップを含めた経営層の直接関与の下で取り組むよう要請した。金融機関等においては、AI モデル開発企業の活動状況も踏まえ、迅速に対応を進めることが期待される。

（参考）公表 URL：https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260522-5/20260522.html

○　なお、政府全体の取組としては、2026 年５月 18 日、NCO が中心となって、AI 性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策に関する関係省庁会議が開催され、重要インフラ事業者等に係る政策パッケージを決定の上、注意喚起等がなされた。こちらについても、特定社会基盤事業者である金融機関を含め、実効的な対策を推進していく観点から御参照いただきたい。

11. 不動産業向け貸出（個人による貸家業向け貸出を含む）について

○　国内不動産市場をみると、堅調な国内需要や建設資材の高騰等を背景に、東京や主要都市を中心に住宅用不動産及び商業用不動産の価格が上昇している中、協同組織金融機関の貸出ポートフォリオに占める不動産業向け貸出の割合は増加している。

○　特に、一部の協同組織金融機関では、不動産業向け貸出において、業種集中度が高い先や、営業地区内の事業者向けではあるが、その資金使途が東京や主要都市の物件購入等に充当されている先もみられることから、これらの協同組織金融機関に対して、不動産業向け貸出に係る与信方針・リスク管理の状況等についてモニタリングを実施したところ、

・　限度額管理については、各金融機関のリスク特性を踏まえた管理を行っている先が見られる一方、一部の金融機関では業種集中度が極めて高いにもかかわらず限度額が設定されていない、あるいは経営体力に比して高い限度額が設定されている可能性がある

・　ストレステストについては、金利上昇や不動産価格等の情勢の変化を踏まえたストレステストを実施しているほか、その結果を会議体への報告な

ど組織内への情報共有だけでなく、入口審査や期中管理等に活用している金融機関がみられる一方、十分なストレステストを行っていない金融機関やストレステストの結果を活用できていない金融機関もある

など、リスク管理態勢上の課題が確認された。

○　不動産業向け貸出に注力している協同組織金融機関においては、こうした結果を踏まえ、不動産市況の動向を注視しつつ、各協同組織金融機関の規模・特性を踏まえながら、不動産業向け貸出に係るリスク管理態勢の高度化に努めていただきたい。財務局等からも、今後対話等を通じてその取組状況について確認していく。

12. マネロン等及び金融犯罪対策に係る最近の動向

○　マネロン等及び金融犯罪対策については、法令やガイドライン等の改正を含めて留意すべき点が多いため、直近の動向をまとめて御紹介する。

＜預金取扱金融機関間の不正利用口座情報共有枠組みの創設に伴う制度改正等について＞

○　「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」の施策の１つとして、「預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設」が盛り込まれており、本枠組みの実現に向け、官民が連携して取り組むことが重要である。

○　国としても取組を支援するため、2025 年度補正予算において措置された「預貯金口座不正利用対策高度化推進事業」において、システム構築費用に係る補助対象事業者を３月に決定した。

○　くわえて、金融機関間で情報共有を行うための根拠規定の措置等を内容とする犯罪収益移転防止法施行規則及び監督指針の改正案に係るパブリックコメントを実施（2026 年３月 27 日～４月 27 日）したので、内容を御確認いただきたい。また、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正案に係るパブリックコメントも開始（2026 年５月 13 日～６月 12 日）したので、内容を御確認いただきたい。

＜口座不正利用対策強化に係る要請文のフォローアップ結果について＞

○　2025 年９月に要請した口座不正利用対策強化に係る要請文への各金融機

関の対応状況を確認するため、2025 年 11 月から 12 月にかけて、２回目のフォローアップアンケートを実施した。

○　対応状況を集計・分析した結果は、2026 年４月以降、金融機関向けに説明会を順次実施するほか、2026 年６月を目途に概要を公表予定である。

○　2025 年１月の前回アンケートと比べ、口座売買等の違法性の周知や口座不正利用の態様分析等は進展が見られた一方、オンライン取引のアクセス環境に着目した不審取引の検知や検知した不正取引に対する適時の保留・制限等システム対応を要する項目の進展は限定的となっている。

○　フォローアップは今後も継続的に実施していく予定であり、システム開発等、一定の時間を要する対応事項もあるが、各金融機関においては、システム共同運営主体とも十分な議論をしていただき、計画的かつ可及的速やかに対策を講じていただきたい。

＜金融機関が行う預貯金口座の不正利用等防止の取組に係る広報について＞

○　2025 年９月に、インターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請したところ、金融機関がこのような対策を実施するに当たって、顧客である国民の理解・協力が不可欠であることから、こうした取組の一助となるよう、警察庁及び各業界団体と連携して動画を制作した。

○　動画は２種類作成しており、

①　金融機関は、詐欺被害防止のため、インターネットバンキングの初期利用限度額を適切に設定するとともに、申込み時や利用限度額の引上げ時に利用者への確認及び注意喚起を行っていることや

②　詐欺等が疑われる取引については、顧客への確認を行うほか、必要に応じて取引の謝絶及び警察への連絡を行う場合があること

について、国民に対し理解を求めるような内容である。

○　制作した動画については、金融庁ウェブサイトや金融庁公式 YouTube に掲載したほか、各種広告媒体も活用しながら発信していく予定としている。

○　各金融機関においても、例えば、

・　金融機関のウェブサイト、アプリやインターネットバンキングの案内ページ等に動画を掲載する

・　金融機関の営業店等のデジタルサイネージで動画を流す

・　金融機関が主催する資産運用や啓発セミナーの場において本動画を顧客の研修材料として使用する

など積極的に御活用いただきたい。

＜犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（対面の本人確認方法の見直し）＞

○　2026 年３月６日に犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、対面で写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類を IC チップ付きのものに限定するとともに、当該 IC チップの情報の読み取りを必須とすること、また、それ以外の確認方法は原則として廃止されることが決まった。

○　2025 年６月の非対面での本人確認方法に係る改正と同様に、2027 年４月１日の施行となるため、各金融機関においては、システム対応等を着実に進めていただきたい。

＜マネロンガイドラインの改訂及び FAQ の公表について＞

○　マネロン等対策について、これまで、金融機関においては、マネロンガイドラインで対応が求められている事項について、2024 年３月末までに対応を完了させ、マネロン等リスク管理の基礎的な態勢を整備いただいた。

○　預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化や FATF 第５次審査のメソドロジー等、金融機関を取り巻く環境変化等を反映する形で、マネロンガイドライン及び FAQ を 2026 年３月に改訂し、公表した。

○　金融機関においては、改訂後のマネロンガイドライン及び FAQ も踏まえ、引き続き態勢の維持・高度化に取り組んでいただきたい。

＜有効性検証の事例集更新について＞

○　金融機関が変化するマネロン等リスクに対して態勢を維持・高度化する取組である「有効性検証」については、実施に当たり参考となる考え方や、金融機関における取組事例集を 2025 年３月に公表した。

○　公表から約１年が経過した中、金融機関における「有効性検証」の取組を更に促進するため、2026 年３月に、これまでに実施してきたモニタリング等で把握した預金取扱金融機関・暗号資産交換業者・資金移動業者等の事例を

取組事例集に反映し、更新した。

○　金融機関においては、更新した事例集も参考に、引き続き「有効性検証」に取り組んでいただきたい。

13. サイバーセキュリティに関する取組について

＜証券口座への不正アクセス・不正取引に係る監督指針改正＞

○　証券口座への不正アクセス・不正取引事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、2025 年７月には、フィッシング耐性のある多要素認証の導入といった対策強化を要請した。各業態の特性に応じて講ずべき対応を監督指針に反映するため、2026 年２月 27 日に改正版を公表した。

（参考）公表 URL：https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260227/20260227.html

○　インターネットバンキングにおいては、不正送金被害が引き続き発生していることに加え、足元では銀行で顧客のログイン ID・パスワードが窃取され投資信託が不正に解約される事例が発生している。これらを踏まえ、対応可能な対策から順次、速やかに対応いただきたい。

（参考）警察庁「令和７年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」によれば、インターネットバンキングにおいて、令和７年は約 104 億円（昨年同期比で約 1.2 倍）の不正送金が発生。

○　不正アクセス・不正取引に関する対策状況については、金融庁として、改正後の監督指針等に照らして適切にモニタリングしていきたい。

＜耐量子計算機暗号（PQC）移行に係る実証実験の実施＞

○　PQC 移行は、将来にわたり金融業界のビジネスを維持していくために不可欠な取組である。このため、金融庁においては、金融機関による円滑な移行を支援する目的で、PQC 移行に係る実証実験を実施する。

○　具体的には、①金融庁の委託事業者による一部金融機関へのクリプトインベントリ構築支援、②実証実験で得られた知見をまとめたレポート・手引書の金融業界全体への展開等を実施していく。なお、クリプトインベントリ構築支援の対象機関は決定済で、当該機関及び協会には通知済である。

（参考１）耐量子計算機暗号（PQC：Post-Quantum Cryptography）とは、将来、量子コンピュー

タが実現・普及した場合に、現在広く利用されている暗号技術が解読されるリスクが高まることを踏まえ、量子コンピュータが実用化された場合でも解読ができないと考えられる暗号技術を指す。

（参考２）クリプトインベントリとは、情報システム内で、どこに、どの暗号を利用しているかを一覧化した資料であり、PQC 移行に取り組むに当たり最初に着手すべき重要な作業。

14. 仕組貸出モニタリングレポートの公表について

○　有価証券を裏付資産としてデリバティブを組み込んだ仕組貸出は、一般的な有価証券とは異なり、その複雑な商品性からリスク管理が難しく、外部に対して詳細な情報が開示されないといった留意点がある。

○　そのため、金融庁では、地域銀行に対して、仕組貸出に係る各種データ等を徴求し、立入検査を含むモニタリングを実施した上で、2026 年３月 31 日に「地域銀行における仕組貸出モニタリングレポート」を公表した。

○　本レポートは、これまでの金融庁によるモニタリングで把握した仕組貸出の取組状況やその商品性の留意点を整理するとともに、金融機関がリスク管理態勢の強化や開示の充実に向けた対策を講じる上で、重要な論点や参考事例等を取りまとめたものである。

（参考事例）

- 取組開始に当たって内部規程やマニュアルを整備。また、取引を行う１線は、専門知識や実務経験のある部署とし、２線のリスク管理部門が商品性を踏まえたチェックリスト等を作成して牽制
- 仕組貸出を含むストラクチャードファイナンス全体で損失限度額やアラームポイント、アクションプランを設定し、ストレステストも実施
- 貸出残高の推移や今後の取組方針、時価の算定方法、商品特性を踏まえたリスク管理態勢の整備状況等をディスクロージャー誌などの公表資料で開示

等

○　本レポートは、各信用組合にも参考になるものであり、これらを参考にしつつ、リスク管理態勢の強化や開示の充実に取り組むよう期待している。金融庁としては、各信用組合の取組状況や残高・時価情報等の開示状況を徴求した上で、個別金融機関のモニタリングを通じて、こうした取組を促してまいりたい。

15.「地域未来金融アクションプラン（仮称）」の策定について

○　先般公表した「地域金融力強化プラン」では、地域金融機関による早期の事業再生・経営改善支援を進めるためにも、メインバンク機能の強化が重要である旨を記載した。

○　早期の伴走支援や再生支援への着手を通じ、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力及び地域金融力の強化を目指すため、中小企業庁と連携して、「地域未来金融アクションプラン（仮称）」の策定を検討している。

○　具体的には、既存の枠組みも活用して、各地域において関係者が集まる座組を設置し、再生支援体制等の現状や課題を可視化することで、支援が必要な事業者について、具体的なアクションプランの策定やタイムリーな伴走支援へつなげることを目指す取組である。

○　金融庁としても既に実務レベルで説明会を開くなどしているが、各金融機関には、各地域でアクションプラン策定プロセスへの参加を個別にお願いすることとなる見込みである。財務局から連絡があった際には、御協力をお願いしたい。

16.　レビキャリについて

○　2025 年度に引き続き、レビキャリによる経営人材マッチング事例集を発刊した。レビキャリの特設サイトにも PDF 形式で掲載しているので、業務の参考とされたい。

○　また、事例集の発刊に伴い、寄稿いただいた金融機関からの事例発表を 2026 年６月 22 日にオンラインで開催する予定である。詳細については、別途御案内するため是非参加いただきたい。

（参考１）2026 年５月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計 7,223 人、登録金融機関数：254 機関、マッチング件数：416 件

（参考２）事例集 URL：https://revicareer.jp/case_study/

17.　金融リテラシー調査の結果公表について

○　金融経済教育推進機構（J-FLEC）は 2026 年３月 27 日に金融リテラシー調査（2025 年）の結果を公表した。

○　金融経済教育を受けたと認識している人の割合は、前回調査（2022 年）の 7.1%から、8.7%に増加した。

○　正誤問題の正答率は全体的に低下したが、金融経済教育を受けた人の正答率は前回から上昇した。

○　2028年度末までに、金融経済教育を受けたと認識している人の割合を20%まで引き上げるという政府目標の達成には、金融機関の取組を含め、更なる金融経済教育の推進が必要である。引き続き御協力をお願いしたい。

18. 安定的な資産形成に向けた対応について

○　中東情勢における不確実性を背景に、金融市場のボラティリティが高まっている。

○　金融市場が大きく変動する中においても、顧客である個人投資家が長期・積立・分散投資の意義を十分に理解し、安心して資産形成に取り組むことができるよう、投資判断に必要な情報を適時に伝えるなど、顧客の不安を解消するような丁寧かつ積極的な情報発信をお願いしたい。
　また、顧客からの照会や相談があった場合には、丁寧な対応をお願いしたい。

19. 金融機関によるJ-FLEC講師派遣活用事例集の公表について

○　J-FLECは、2026年３月に金融機関によるJ-FLEC講師派遣の活用事例集を公表した。

20. インパクトコンソーシアム in person 2026の開催について

○　金融庁及び経済産業省が事務局を務める「インパクトコンソーシアム」では、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、社会的課題の解決と企業価値向上を目指す事業を推進していくため、投資家・金融機関・企業・NPO・地方公共団体等の幅広い関係者で議論を進めてきた。

○　本コンソーシアムにおいて、この１年間で行ってきた活動の成果を発表するとともに、インパクトの裾野を広げ、案件組成を加速させていく観点から、パネルディスカッションや展示ブース設置、ネットワーキングも実施する、「インパクトコンソーシアム in person 2026」を2026年６月19日に開催する予定である。

○　詳細や参加申込方法は本コンソーシアムのウェブサイトにて掲載している。本イベントはコンソーシアム会員限定のイベントにはなるが、会費の徴収は行っておらず、会員登録は随時受け付けている。各金融機関においては、是非、会員登録のうえ、積極的に参加いただきたい。

（参考）インパクトコンソーシアム

https://impact-consortium.fsa.go.jp

21. 金融庁・東京大学（CARF）による共催シンポジウムの開催について

○　2026 年６月 24 日、金融庁金融研究センターは東京大学大学院経済学研究科附属金融教育研究センター（CARF）と共催で、東京大学本郷キャンパス内でシンポジウムを開催する。

○　本シンポジウムでは、産官学での議論を通じ、政策形成に係る論点や課題等を洗い出すことによって、アカデミアにおける金融行政への注目度が高まること、アカデミアにおける金融分野における今後の更なる研究の発展に寄与することを目的としている。

○　内容としては、主に、デジタル金融と銀行に関する２つのアカデミックセッションと、地域金融力の強化に関するポリシーパネルで構成されている。

22.「AI ディスカッションペーパー（第 1.1 版）」の公表について

○　2026 年３月３日、「AI ディスカッションペーパー」の第 1.1 版を公表した。これは、2025 年６月から 12 月にかけて開催した「AI 官民フォーラム」での議論等を踏まえ、2025 年３月に公表した第 1.0 版にアップデートを加えたものである。

○　第 1.1 版では、「AI 官民フォーラム」で共有された知見等を参考とし、

・　AI を顧客向けサービスに活用する場合を念頭に、①設計と事前検証、②顧客への適切な説明・注意喚起、③検証・モニタリング、④ガバナンスの４つの局面に分け、それぞれの局面でのリスク低減に向けた取組事例を紹介しているほか、

・　AI の利活用を通じて、業務効率化や新たなビジネス創出を具体的な取組として進めるフェーズに移りつつあり、経営トップが先導して、着実に業務プロセスの改善を進めていくことが期待されること

などの追記を行っており、今後 AI の利活用を進める際の１つの参考としていただきたい。

○　今後も、各金融機関では、AI によるビジネスモデルの高度化すなわち「AI トランスフォーメーション」の取組も進んでいくと思うが、その際、リスク管

理や法規制等の関係で、御懸念などがあれば、遠慮なく御相談いただきたい。

23. 2026年５月G7財務大臣・中央銀行総裁会議

○　2026年５月18～19日に、フランス・パリにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。

・　まず、経済成長を支える安定的で強靱な金融セクターへの強いコミットメントが再確認された。

・　金融犯罪との闘いに対するグローバルな基準設定主体としてのFATFの重要な役割が再確認されるとともに、FATF加盟国及びグローバルネットワークによるFATF基準の効果的かつ適時の実施が求められた。

・　異常気象に関しては、地理的条件や保険の対象範囲などに応じ、国・地域ごとに異なり得る異常気象の経済・金融上の影響の評価に留意するとともに、頑健で粒度の細かいデータの入手可能性の確保、金融リテラシーの向上、リスク予防への投資、保険会社に対するリスクベースの規制と監督の維持、民間市場の能力強化の支援の重要性が強調された。

・　ノンバンク金融仲介（NBFI）に関しては、資本配分を改善し、資金源を多様化させる一方で、潜在的な脆弱性をもたらし得ることが認識されたとともに、プライベートクレジットの生態系における業界の発展と潜在的なリスクには、継続的なモニタリングが求められることが示された。

・　サイバーセキュリティに関しては、サイバーリスクが進化を続け、世界の金融システムの強靱性に対する課題となっている中、共有された対応能力を更に強化し、金融セクターの備えを一層向上させるために、具体的な行動をとることにコミットされた。

○　今後は、2026年６月15日～17日にフランス・エヴィアンにてG7首脳会議が開催される。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

（以　上）